

ふ く し べ ん り ち ょ う
福祉便利帳

しょう 障 がいのある人が暮らしていくために利用
ひと く りょう
できるいろいろな福祉サービスがあります。

「こんな暮らしがしたい」 「障害者手帳を
しょうがいしゃてちょう
もちたい」 「しまったことがある」 「わから
ないことがある」というようなときは、この
べんりちょう み
便利帳を見てください。



すーぱーきたよんちゃん

ちいきせいかつしえんきょてん
地域生活支援拠点 イメージキャラクター

とうまちょう ぴっぷちょう あいべつちょう かみかわちょう
★当麻町 比布町 愛別町 上川町★

【ご利用上のお願い】

1. この手引きに掲載した制度の内容は、事情により変更される場合がありますので、申請等の前に役場福祉課又は、他の関係機関にお問い合わせ下さい。
2. この手引きに掲載した制度のご利用にあたり、事前に手続きが必要な場合がありますので、申請等の前に役場福祉課又は、関係機関にお問い合わせ下さい。

【目次】

1. 手帳の交付について P 1

2. 年金や手当について P 4

3. 自立支援医療制度について P 7

4. 地域生活支援事業について P 8

5. 福祉サービスの利用について P 9

6. 各地域のサポート体制・相談窓口について P 14

7. 地域生活支援拠点について P 16

障 がいのある人が、生活するために、いろいろな支援を受けたり福祉サービスを使うことができ
ます。支援が必要なときや福祉サービスを使うとき、その人にどんな 障 がいがあるのか、他の
人にわかりやすくするために、障 害 者 手 帳 があります。

福祉サービスを利用するには、障 害 者 手 帳 を持ちましょう。障 がいの種類 は大きくわけて、
知的障 がい、身体障 がい、精神障 がい の3つがあります。知的障 がい のほかに、身 体 障
がいや精神障 がい があるときは、ほかの手 帳 も持つことができます。

★ 療 育 手 帳 (知的障 がい がある人の手帳)

18歳になるまでの子どもころに、脳にいろいろな障 がいがあるため、
難 しい 事 を、理 解 する 事 ・ 自 分 で 決 め る 事 ・ 考 え る 事 ・ 覚 え る 事
などがとても苦手で、生活に支援が必要な人のための手帳です。

★ 申し込みは、役場福祉課で…★



やくばふくしか
役場福祉課

※ 判定の申し込み ※

• 18歳未満の方 旭川児童相談所

• 18歳以上の方 役場福祉課

※ 持ち物 ※

• 写真(大きさ たて4センチよこ3センチ)



★ 身体障 害 者 手 帳 (身体障 がい がある人の手帳)

め み 見え ない、み み き 耳が聞こえない、くち うち 口が動きづらく、た はな はな 食べたり話したりができない、手
あし うご 足が動かない、しんぞう 心臓・じんぞう 臓などに治らないしょうがい 障害がある人のためのてちょう 手帳です。
しょうがい 障害の程度で、1 級 から 6 級 までに分けられています。

★ せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう 精神障害者保健福祉手帳 (精神障害がある人の手帳)

とうごうしつちようしょう 統合失調症 や うつ 病 などのせいしん 精神のびょうき 病気やじへいしょう 自閉症などのはったつしょうがい 発達障害のため、せいかつ 生活
しえん ひつよう ひと 支援が必要な人のためのてちょう 手帳です。しょうがい 障害の程度で、1 級 から 3 級 に分けられ
ています。(とうきゅう 等級によって利用できる内容が異なります)

★ もう こ 申し込みは、やくば ふくしか 役場福祉課で… ★



やくばふくしか
役場福祉課

※ も もの 持ち物 ※

- い し いけんしょ 医師の意見書
- マイナンバーカード
- しゃしん おお 写真(大きさ たて 4 センチよこ 3 センチ)



★ てちょう 手帳のことでし 知っておいてほしいたいせつ 大切なこと ★

- ① 手帳は、申し込んでからもらえるまでに時間がかかります。くわしくは、申し込んだ窓口に聞いて下さい。手帳には、障がいの種類や程度により、使える期限がありますので、更新を忘れないでください。
- ② 手帳はとても大事なものです。ほかの人に貸したりしないでください。無くしたときは、もらったところに届けてください。
- ③ 障がいの程度が軽くなると手帳がもらえなくなることもあります。そのときは、手帳を返しましょう。また、手帳をもらった人が亡くなったときには、役場に手帳を返しましょう。
- ④ 手帳の等級によって、利用できるサービスが異なりますので、役場福祉課や関係機関にご確認ください。

★手帳でどんなことができるの?★

- ① 年金や手当などがもらえることがあります。
- ② 健康・医療を支えるサービスがつかえます。
- ③ はたらくことを支えるサービスがつかえます。
- ④ 日中の「過ごし方」を支えるサービスがつかえます。
- ⑤ 住むこと・生活することを支えるサービスがつかえます。
- ⑥ 「でかけること」を支えるための、移動支援(ガイドヘルプ)が使えたり、電車やバス、タクシー料金の割引やスポーツや趣味を楽しむための施設の入場料の割引が受けられます。

2. 年金や手当について

しょうがいしゃねんきん
障害者年金ってなに?

しょうがい き そねんきん てつづ
【障害基礎年金の手続き】

もう こ
★申し込むところは？★



やく ば
役 場



あさひかわねんきんじむしょ
旭川年金事務所

もう こ
★申し込みはいつからできるの？★



はたち たんじょうび しんせい でき
20歳の誕生日から申請をすることが出来ます。

はたち たんじょうびまえ そうだん でき
※20歳の誕生日前から相談が出来ます。

はたち す もう こ でき
20歳を過ぎても申し込むことが出来ます。

もう こ ひつよう しよるい
★申し込みに必要な書類は？★



しんせいしょ いし か しんだんしょ もうしたてしょ
申請書、医師の書いた診断書、申立書などです。

4

ねんきん
★年金はいくらくらいもらえるの？★

しょうがい き そねんきん きゅう ねんがく まん えん
障害基礎年金1級は年額97万2,250円、



★会社で働くと年金はもらえなくなるの?★



会社で働いていても障害年金はもらえます。

ただし、お給料が年間518万3千円をこえる場合は

支給金額が変わります。

★自分が障害年金を受け取る資格をもっているか確認しましょう★

- 障がいの原因となった病気やケガで初めて医師などの診療を受けた日の時点で、国民年金か厚生年金のどちらかに加入していて、一定の保険料を納めていること。

- 生活が難しい程度の病気であること。

障がいのある方の手当について

5

★手当は障がいのある人の生活を助けてくれるものです。障がいの程度や

収入などで、もらえる手当ともらえない手当があるので、役場の福祉課に相談が

できます。どの手当も申し込みをしないともらうことができません。

★障害児福祉手当→とても重い障 がいのある20歳未満の子どもがもらえます。

★特別児童扶養手当→重い障 がいのある子どもを育てている保護者がもらえます。

★児童扶養手当→ひとり親世帯、父または母に重い障 害があり子育てをしている場合にもらえます。

★特別障害者手当→とても重い障 がいのある20歳以上の人がもらえます。

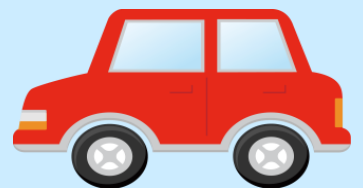
★在宅重度障害者手当→障害児福祉手当、特別障害者手当などを受けていない重い障 がいのある人がもらえます。

げんめん 減免について

★ 障 がいの程度や収 入によっては手続きをすると、税金、自動車税の減免、

水道料及び下水道使用料の軽減など…

役場の福祉課で相談して下さい。



じりつしえんいりようせいど 6 せいど 3. 自立支援医療制度について

自立支援医療制度は、心身の障 がいや軽減するための医療について、

医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。収 入や所得、

障 がいの状 況に応じて1ヶ月あたりの負担の上 限額が決められてお

り、無制限に負担が大きくなりなっています。

★ 更生医療

身体障害者 福祉法に基づき身体障害者 手帳の交付を受けた方で、その障がい除去、

軽減する手術等の治療により確実に効果が期待出来る方(18歳以上)が対象です。

★ 育成医療

身体に障がいがある児童で、その障がい除去、軽減する手術等の治療により確実に

効果が期待出来る方(18歳未満)が対象です。

★ 精神通院医療

精神保健福祉法に規定する統合失調症などの精神疾患のある方で、通院による精神

医療を継続的に必要とする方が対象です。精神障がいや、当該精神障がいに起因して

生じた病態に対して、精神通院医療を担当する医師による病院又は診療所入院しな

いで行われる医療(外来、外来での投薬、デイ・ケア、訪問看護等が含まれます)が対象となります。

※ 各申請は、役場福祉課で受け付けています。

4. 地域生活支援事業について

障がい者等が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよ

う、住民に最も身近な市町村を中心として実施される事業。

各町では地域の実情にあわせて事業を実施しています。

いどうしえんじぎょう
★移動支援事業★

おくがい いどう こんなん しょう しゃとう たい がいしゅつ しえん おこ
屋外での移動が困難な 障がい者等に対し外出 のための支援を行ない

ちいき じりつ せいかつおよ しゃかいさんか そくしん
地域での自立生活及び社会参加を促進します。

せいねんこうけんせいどりようしえんじぎょう
★成年後見制度利用支援事業★

せいねんこうけんせいど りよう ゆうよう せいど りよう ほじょ
成年後見制度を利用することが有用であり、この制度の利用のため補助

ひつよう みと しょうがいしゃ せいねんこうけんせいど もうしたて よう ひよう
が必要と認められる障害者 について成年後見制度の申立に要する費用、

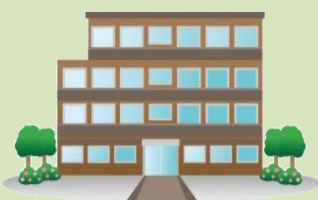
こうけんにん ひよう ぜんぶまた いちぶ ほじょ
後見人の費用の全部又は一部を補助します。

じぎょう ほか い し そつうしえんじぎょう にちじょうせいかつようぐきゅうふとうじぎょう
※ この事業の他にも、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業など

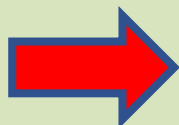
やくばふくしか そうだん くだ
がありますので役場福祉課に相談をして下さい。

5. 福祉サービスについて

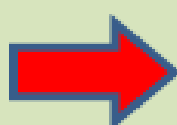
ふくし りよう なが
★福祉サービスの利用の流れ★



やくば りよう しんせい
役場で利用の申請



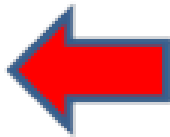
そうだんしえんじぎょうしょ けいやく
相談支援事業所と契約



そうだんしえんせんもんいん
相談支援専門員



ふくし しょうかいし
福祉サービス利用開始



りょうけいかくあん さくせい
利用計画案の作成

※1 利用するサービスによって、障害支援区分が必要です。

しょうがいしえんくぶん かてい ちょうさいん き き と ちょうさ やくば しゅじい
障害支援区分は家庭に調査員が来て聞き取り調査をします。役場が主治医から

いけんしょ と よ しんさかい はし あ けってい
意見書を取り寄せます。その2つを審査会で話し合っけて決定します。



※2 区分の数字が大きくなるほど、お手伝いの必要性が高くなります。ホームヘルプサービスなどは、この区分によって利用できるサービスが決まります。

★福祉サービスの種類★

にちじょうせいかつ かいごしえん おこな ふくし
日常生活の介護支援を行う福祉サービス

じたく など く 暮らし しょう ひとり ところへ ホームヘルパーが来て、お風呂や食事のお手伝い掃除や買い物などを行うサービスです。

しんたいかいご
身体介護

にゅうよく しょうじ てだす からだ ふ てつだ
入浴やトイレ、食事の手助けなど、体に触れてお手伝いをするサービスです。



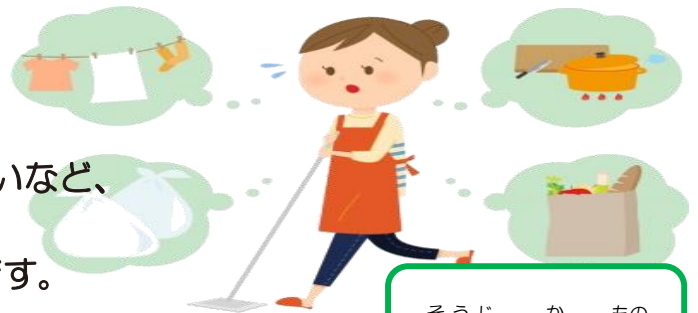
にゅうよくかいじょ
入浴介助

かいじょ
トイレ介助

かじえんじょ 家事援助

しょくじ ようい そうじ かもの せんたく てつだ
食事の用意、掃除や買い物、洗濯のお手伝いなど、

にちじょうせいかつ かじ てつだ
日常生活の家事をお手伝いするサービスです。

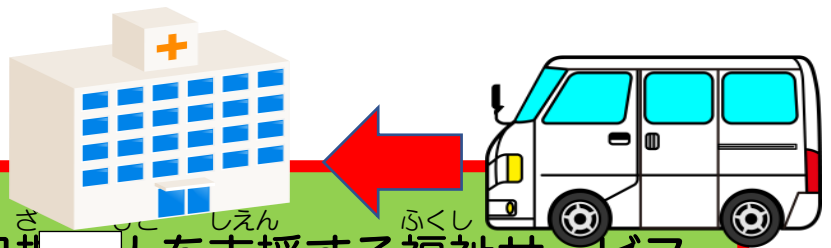


そうじ かもの
掃除や買い物

つういんとうかいじょ 通院等介助

びょういん かよ つそ やくば てつづ
病院へ通うときの付き添いや、役場で手続きをする

ときの付き添いなどにも使えます。



じりつ せいかつ しゅうろう めざし じえん ふくし
自立生活や就労 を目指し 10 人を支援する福祉サービス

せいかつかいご 生活介護

しょう しょう くらしに、いろいろなお手伝いを必要とする人が、日中を過ごす
サービスです。食事やトイレ、お風呂などのお手伝いや、運動、レクリエーションなどを行う
こともあります。



しょくじ ていきょう
食事の提供



レクリエーション

しゅうろうけいぞくしえんびいがた
就労継続支援B型

いろいろな理由で仕事を辞めた人や、会社で働くことが難しい人が、お手伝いを受けながら、「働くこと」ができるサービスです。
雇用契約を結ばず、軽い作業を中心に行い、お給料ではなく、作業工賃を受け取ります。



しゅうろうけいぞくしえんびいがた
就労継続支援B型

11



いろいろな理由で仕事を辞めた人や、会社で働くことが難しい人が、お手伝いを受けながら、「働くこと」ができるサービスです。
会社と同じように「働く」ための契約を結び、会社と同じように給料を受け取ります。



しゅうろういこうしえん
就労移行支援

障しょうがいのある人ひとが、「会社かいしゃで働はたらきたい」「自分じぶんの家いえで仕事しごとを始めはじめたい」と希望きぼうした時ときに、はたらくための力ちからをつけるお手伝いてつだをするサービスです。
 仕事しごとに必要なマナーや勉強べんきょうをしたり、会社かいしゃで実習じっしゅうをしたりします。また、利用りようできる期間きかんが決められています。



その他の利用りようできる福祉ふくしサービス

★じゅうどほうもんかいご重度訪問介護★

重度じゅうどの肢体したゐ不自由ふじゆう者しゃであって、常時じょうじ介護かいごを必要ひつようとする障がい者しょうがいしゃの住居等じゅうきょとうにホームヘルパーを派遣はけんし、入浴にゅうよく、排せつはいまたは食事しょくじの介護かいごや外がい出時しゅつじにおける移動中いどうちゆうの介護かいごを総合そうごう的に提供ていきようするサービスです。

★こうどうえんご行動援護★

知的障がいちてきしょうがいまたは精神障がいせいしんしょうがいにより行動上こうどうじょう著しい困難いちじるを有こんなんする人ゆうが行動こうどうする際さいに、危険きけんを回避かいひするために必要ひつような援護えんごを行うサービスです。

★じゅうどしょうがいしゃとうほうかつしえん重度障害者等包括支援★

常時じょうじ介護かいごを必要ひつようとし、その介護かいごの必要ひつようの程度ていどが著しく高い障がい者しょうがいしゃに対して、居宅介護きたくかいごなどの複数ふくすうのサービスを包括ほうかつ的に提供ていきようするサービスです。

★どうこうえんご同行援護★

視覚障がいしかくしょうがいにより、移動いどうに著しい困難いちじるを有こんなんする人ゆうが移動時いどうじ及びそれに伴う外ともな出先いしゅつさきにおいて必要ひつような支援・援助しえんを受けられるサービスです。

★たんきにゅうしょ短期入所★

家族の病気などにより一時的に保護が必要になった障がい者に対し、障害者支援施設などに短期間入所し、入浴、排せつまたは食事の介護などを行うサービスです。

★施設入所支援★

その施設に入所する障がい者に対し、主として夜間において、入浴、排せつまたは食事の介護などを行うサービスです。

★共同生活援助★

地域において共同生活を営むのに支障のない障がい者に対し、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行うサービスです。

★宿泊型自立訓練★日中、一般就労や外部の障害福祉サービスを利用している知的障がい者および

精神障がい者に対し、一定の期間夜間の居住の場を提供して生活能力の向上のために必要な訓練などを行う

かくちいき たいせい
6.各地域のサポート体制について

★各地域では、障がいがある方が利用することができるサポートがあります★

★人との繋がり場のこと

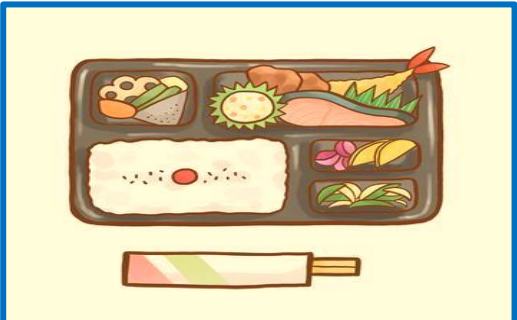


つどいば
集いの場



ボランティアさんか
参加

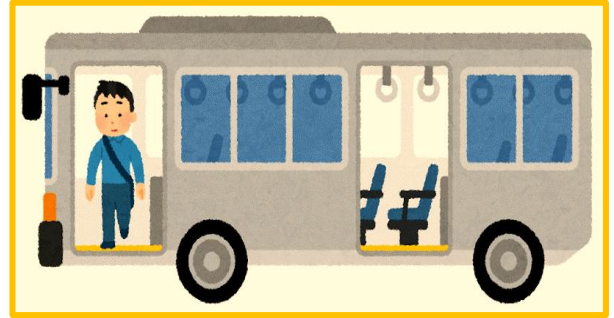
★買物や食事のこと



はいしょく
配食サービス

か ものしえん
買い物支援サービス

いどうしゅだん こうつうひ
★移動手段や交通費のこと



ちょうない いそう
町内の移送サービス

こうつうひ じょせい
交通費の助成(通所施設等)

14

そうだんまどぐち れんらくさき
相談窓口の連絡先

しょう かん そうだんまどぐち
★障がいに関する相談窓口★

- かみかわちゅうぶき かんそうだんしえん
• 上川中部基幹相談支援センターきたよん
- でんわ
電話 0166-84-7111

そうだんまどぐち
★相談窓口★

- とうまちょうやくばほけんふくしかふくしがかり
• 当麻町役場保健福祉課福祉係
- でんわ
電話 0166-84-2111(代表)
- びっぶちょうやくばほけんふくしかふくしがかり
• 比布町役場保健福祉課福祉係
- でんわ
電話 0166-85-4804(直通)
- あいべつちょうやくばほけんふくしかふくしがかり
• 愛別町役場保健福祉課福祉係
- でんわ
電話 01658-6-5111(代表)
- かみかわちょうやくばほけんふくしかかいごふくし
• 上川町役場保健福祉課介護福祉グループ
- でんわ
電話 01658-2-4055(直通)

★判断能力に不安がある方の生活や財産管理に関する
こま 困りごとについて相談窓口★

あさひかわせいねんこうけんしえん
・旭川成年後見支援センター

でんわ 電話 0166-23-1003

ちいきせいかつしえんきよてん
7. 地域生活支援拠点について

しょう 障がいをお持ちの方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、居住支援のため

きのう 機能《相談、緊急の受け入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・

いくせい 育成、地域の体制作り》を整備し、地域全体で支える体制をつくることを地域生活
しえんきよてん 支援拠点とといいます。

とうまちょう 当麻町・比布町・愛別町・上川町では、地域生活支援拠点を整備し、障が
いがあっても住み慣れた地域で安心して生活できる体制があります。

ちいきせいかつしえんきよてん
地域生活支援拠点の5つの機能

① 24時間の相談受付

・上川中部基幹相談支援センターきたよんでは、来所や、電話での相談受付の他、ファックス、メール、ご自宅などへお伺いすることもできます。地域生活支援拠点の利用登録をし、予防に向けた対応をしていきます。

② 緊急時の受け入れ・対応

・介護者の急病、事故、葬祭、出産等や障がい者の状態変化等の緊急時に必要な対応をします。

③ 体験の機会・場の提供

- ・地域移行支援や親元からの自立等にあたって、1人暮らしの体験をする機会や場の提供をします。
- ・宿泊体験・生活(自立)体験は、夕食前より開始し宿泊を体験後、翌日に生活体験を行い送り等で帰宅する流れになっています。

⑦ 専門的人材の確保・育成

- ・福祉従事者の人材確保とスキルアップのための取り組みを行います。

⑤ 地域の体制づくり

- ・地域で安心して暮らすことができる体制を関係機関や地域の方たちで支えていく取り組みを行います。

(すーぱーきたよんちゃんライフサポート きたサポ)

16

ちいきせいかつしえんきょてん りょう じぜん とうろく
 地域生活支援拠点を利用するため 16 事前の登録 が必要です。

Q1 事前登録ってなに？

A 利用にあたっては、登録が必要です。登録を希望される方は事前登録申請書を提出してください。

Q2 誰が登録できますか？

A ご本人やご家族が登録することができます。

Q3 今すぐ利用しなくても登録だけできますか？

A 事前に登録することができます。

Q4 どこで登録の手続きができますか？

A 役場福祉課、上川中部基幹相談支援センターで手続きができます。



まずは、こちらにご連絡下さい。

かみかわちゅうぶきか かんそうだんし えん

上川中部基幹相談支援センターきたよん

じゅうしょ とうまちょう じょうひがし ちょうめ ばん ごう とうまちょうやくばない
住所 当麻町3条 東2丁目11番1号(当麻町役場内)



0166-84-7111



0166-84-7333



kitayon@potato.ne.jp

メモとしてお^{つか}使^{くだ}い下さい
17



